

くらし、はたらき、ともにススメ！

(1) 時間外労働の上限規制 いよいよ最終段階へ

2024年4月から建設業、トラック・バス・タクシー・ハイヤーのドライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります。長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、働く人、一人ひとりがより良い将来の展望が持てることを目指しています。そのためには、すべての人が当事者意識をもって改革を後押しすることがとても大切です。

働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたススメ」では、俳優の小芝風花さんもご協力と呼び掛けていますので、ぜひご覧ください。

上限規制特設サイト



なぜトラックドライバーや建設業では残業が多いの？

長時間労働となってしまう背景には、次のような事情があると言われています。

例えば、

建設業については

- 工事の発注者との関係から、できるだけ短い期間で工事を完了させるよう求められることもあること。

トラックドライバーについては

- 荷物を送る方や受け取る方との関係から、速やかに荷物を配達することを求められること。
- 荷物の配達の際に、すぐに受け取ってもらえずに、何度も同じところに配達に行かざるを得なくなること。
- 荷積みや荷下ろしのために長時間待機させられるケースがあること。

などが長時間労働に結びつく要因と考えられています。

これらの事情は、なかなか個々の事業者の努力だけでは解決することができません。

(2) スローガンは「目指そうよ二刀流 心とからだの健康職場」 - 全国労働衛生週間 -

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。この機会に日常での労働衛生活動の総点検を行うなど、健康職場の実現に向けた積極的な取り組みをお願いします。

また、毎年9月は「職場の健康診断実施強化月間」となっていますので、労働安全衛生法等に基づく健康診断や事後措置の実施等の状況をご確認いただくようお願いします。

全国労働衛生週間



事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です - 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください -

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

(3) 繰り返される従来型の死亡災害と減少に転じない死傷災害

成田労働基準監督署管内の令和5年の労働災害は、7月末現在で死亡災害は3件、休業4日以上死傷災害は285件（新型コロナ関連除く）で、昨年と同期（死亡4件、死傷265件）と比較し、死傷災害は20件増加しています。事故の型別では、動作の反動・無理な動作（腰痛を含む）65件と転倒63件で約半数を占めています。

今年5月には、**車両系建設機械の転倒**と**斜面からの墜落**と考えられる死亡災害が発生していますが、前者は、クレーン機能を有する車両系建設機械（ドラグ・ショベル）を使用し荷をつり上げる際、安全装置を有効に機能させるためのモード切り替え操作を行っていなかった、後者は、高さ2メートル以上の高所作業において、足場を設けるなどの墜落防止対策を行っていなかったという状況が認められました。

全国的に見ても、死傷災害の増加傾向に歯止めがかからず、特に、転倒や腰痛といった作業行動に起因する労働災害や墜落・転落による死亡など、重篤な災害が依然として後を絶たない状況が問題視されています。

労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、14次防の施策を着実に推進する必要がありますが、定期的な経営トップによる呼び掛けや職場の総点検を実施するなど、様々なアプローチ法をご検討いただき、取り組みを進めていただくようお願いいたします。

千葉労働局 14次防



(4) 引き続き、熱中症に警戒を！

8月は「STOP熱中症！クールワークキャンペーン」の重点取組期間です。千葉県内では7月に製造業で熱中症による死亡災害が発生しています。暑さ指数（WBGT値）に応じた衛生3管理を徹底し、体調不良の者に少しでも異常を認めたとときは、躊躇することなく救急車を要請しましょう。

STOP!熱中症



(5) 職場の労働衛生基準について

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、照明の基準のほか、事務所・作業場等における清潔、休養など、一般的な労働衛生基準が見直されていますので、ご留意ください。

事務所等衛生基準



令和5年 業種別労働災害発生状況

成田労働基準監督署

業種	区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年	令和5年	対同期	増減率
		1~12月	1~12月	1~12月	7月末現在	7月末現在		
製造業	食品製造業	42	54	60	27	31	4	15%
	繊維・繊維製品製造業	1	1					
	木材・家具製品製造業		3	1				
	紙等製造・印刷製本業		2	4	2		-2	-100%
	化学工業	14	9	8 (1)	4 (1)	3	-1	-25%
	窯業・土石製品製造業	1	4	10	7	1 (1)	-6	-66%
	鉄鋼・非鉄金属製品製造業	3	2					
	金属製品製造業	16	9	8	4	8	4	100%
	一般機械器具製造業	3	5	1		1	1	
	電気機械器具製造業	3		4	1	1		
	輸送用機械器具製造業			2	2	2		
	電気・ガス・水道業	1		2	1		-1	-100%
	その他の製造業	13	6	6	3	6	3	100%
小計	97	95	106 (1)	51 (1)	53 (1)	2	4%	
建設業	土木事業	1		3	1		-1	-100%
	建築工業業	17	22 (1)	15 (1)	7 (2)	12 (2)	5	71%
	【木造建築工業業】	9	3	2		1	1	
	その他の建設業	7	16	11	6 (1)	5	-1	-17%
	小計	56	60 (1)	46 (2)	20 (3)	24 (2)	4	20%
運輸業	運輸交通業	77	65 (1)	103	51	58	7	14%
	【航空業】	12	8	24	11	17	6	55%
	【道路貨物運送業】	51	54 (1)	73	37	38	1	3%
	陸上貨物取扱業	45	44	57	22	33	11	50%
小計	122	109 (1)	160	73	91	18	25%	
林業・漁業・農業・畜産業	17	11	18 (1)	5	8	3	60%	
その他の事業	小売業	51	55	77	27	23	-4	-15%
	ビルメンテナンス業	11	8	11	2	7	5	250%
	旅館業・ホテル業	3	4	4	2	6	4	200%
	ゴルフ場の事業	15	23	29	15	8	-7	-47%
	社会福祉施設	43	49	135	52	21	-31	-60%
	上記以外の事業	141	152	449	149	95	-54	-36%
	小計	264	291	705	247	160	-87	-35%
合計	557	566 (2)	1,038 (4)	397 (4)	336 (3)	-61	-15%	

- 労働者死傷病報告からの統計で、【】内は内数である。
- ()内は死亡災害の内数である。
- 対象年の統計は、年度末(3月末)で確定する。
- 新型コロナ関連の内数は、令和2年が10人、令和3年が60人、令和4年が445人である。
- 令和4年7月末の新型コロナ関連の内数は32人、令和5年7月末の新型コロナ関連の内数は51人である。

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価**
 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> ブレーク・リング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡回を頻りに行い声をかける、労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を止め、病院に搬送する（症状に応じて救急車を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月・8月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡回頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたとときは、躊躇することなく救急車を要請